

貸借対照表

平成20年2月29日現在

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,427,145	流動負債	1,392,951
現金及び預金	457,524	買掛金	670,958
受取手形	24,107	短期借入金	200,000
売掛金	1,519,962	一年以内返済予定長期借入金	20,000
仕掛品	339,213	未払金	65,756
前払費用	16,179	未払費用	26,485
繰延税金資産	119,792	未払法人税等	141,000
その他の流動資産	856	未払消費税等	36,542
貸倒引当金	50,491	前受金	5,615
		賞与引当金	205,511
		役員賞与引当金	10,937
		その他の流動負債	10,145
固定資産	694,311	固定負債	218,934
有形固定資産	358,804	長期借入金	35,000
建物	129,618	役員退職慰労引当金	77,555
車輛運搬具	302	繰延税金負債	7,544
工具器具備品	7,283	損害補償損失引当金	95,235
土地	221,600	その他の固定負債	3,600
無形固定資産	141,353	負債合計	1,611,886
借地権	130,778		
ソフトウェア	8,672	(純資産の部)	
その他	1,902	株主資本	1,497,433
投資その他の資産	194,153	資本金	493,989
投資有価証券	68,890	資本剰余金	463,974
破産更生債権等	0	資本準備金	463,974
長期前払費用	789	利益剰余金	539,470
敷金及び保証金	69,537	利益準備金	2,131
保険積立金	54,931	その他利益剰余金	537,338
その他の投資	5	別途積立金	125,000
貸倒引当金	0	繰越利益剰余金	412,338
		評価・換算差額等	12,137
		その他有価証券評価差額金	12,137
		純資産合計	1,509,570
資産合計	3,121,456	負債及び純資産合計	3,121,456

損益計算書

自 平成19年3月 1日

至 平成20年2月29日

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		6,698,095
売上原価	5,623,238	
売上総利益		1,074,857
販売費及び一般管理費	651,761	
営業利益		423,095
営業外収益		
受取利息	645	
受取配当金	607	
不動産賃貸収入	14,400	
その他の営業外収益	2,346	17,998
営業外費用		
支払利息	10,671	
社債利息	400	
借入金繰上返済違約金	2,440	
借入保証料	326	
不動産賃貸費用	3,257	
その他の営業外費用	2,497	19,593
経常利益		421,500
特別損失		
固定資産除却損	1,188	
固定資産売却損	295	
損害補償損失引当金	95,235	
投資有価証券評価損	4,361	
貸倒損失	30,626	
訴訟関連費用	2,228	133,934
税引前当期純利益		287,565
法人税、住民税及び事業税		173,663
過年度法人税、住民税及び事業税修正額		14,644
法人税等調整額		28,385
当期純利益		127,643

株主資本等変動計算書

ネットイトワークス株式会社

平成20年2月期(自平成19年3月1日 至平成20年2月29日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				別途積立金	繰越利益剰余金	合計				
平成19年2月28日 残高	493,989	463,974	2,131	125,000	306,316	433,448	1,391,411	35,248	35,248	1,426,659
当会計期間中の変動額						-	-		-	-
別途積立金の積立						-	-		-	-
剰余金の配当					21,621	21,621	21,621		-	21,621
当期純利益					127,643	127,643	127,643		-	127,643
株主資本以外の項目の当会計期 間中の変動額(純額)						-	-	23,111	23,111	23,111
当会計期間中の変動額合計	-	-	-	-	106,022	106,022	106,022	23,111	23,111	82,911
平成20年2月29日 残高	493,989	463,974	2,131	125,000	412,338	539,470	1,497,433	12,137	12,137	1,509,570

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のある有価証券

決算日の市場価格等による時価法。また、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。

時価のない有価証券

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

(有形固定資産)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3年～42年

車輛運搬具

6年

工具器具備品

4年～6年

(無形固定資産)

定額法

ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(長期前払費用)

均等償却

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額のうち当期負担額を計上しています。

役員賞与引当金

役員の賞与の支払いに備えるため、当期に負担すべき額を計上しています。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末支給見込額を計上してはいたしましたが、平成20年3月26日開催の取締役会において当事業年度末日限りで役員退職慰労引当金制度の廃止を決議致しましたので、新規の引当金計上を行っておりません。

損害補償損失引当金

係争中の案件における損害補償の支出に備えるため、将来発生する損害賠償見込額を計上しています。

(5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式によっています。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 固定資産の減価償却に係る会計基準

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

100,180 千円

(2) 担保に供している資産

該当ありません。

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務
親会社に対する金銭債権債務
短期金銭債務 1,405 千円

4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
親会社との取引高
営業取引以外の取引 10,479 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前会計年度末株式数	増加株式数	減少株式数	当会計年度末株式数
普通株式	4,324,320	0	0	4,324,320

- (2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成19年5月30日開催の第40期定時株主総会決議による配当に関する事項

- (a) 配当金の総額 21,621,600 円
(b) 1株当たり配当額 5円00 銭
(c) 基準日 平成19年2月28 日
(d) 効力発生日 平成19年5月31 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成20年5月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- (a) 配当金の総額 43,243,200 円
(b) 1株当たり配当額 10円00 銭
(c) 基準日 平成20年2月29 日
(d) 効力発生日 平成20年5月29 日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	11,429 千円
未払事業所税	2,152 千円
未払社会保険料	10,753 千円
賞与引当金繰入限度超過額	83,437 千円
貸倒引当金	10,594 千円
一括償却資産	1,426 千円
繰延税金資産合計(流動資産)	119,792 千円

役員退職慰労引当金否認	31,487 千円
一括償却資産	751 千円
投資有価証券評価損	23,821 千円
損害補償損失引当金	38,665 千円
繰延税金資産小計	94,724 千円
評価性引当額	93,974 千円
繰延税金資産合計(固定資産)	751 千円
繰延税金負債	
株式等評価差額金	8,295 千円
繰延税金負債の純額(固定負債)	7,544 千円

(2) 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

法定実効税率	40.6 %
(調整)	
更正等による過年度税金	5.1 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5 %
評価性引当額	10.1 %
その他	1.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.6 %

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

特に重要な取引はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)フルキャスト	67.00%	役員の兼任	出向者費用	10,479	未払金	1,405

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社をもつ会社	アジアパシフィックシステム総研 (株)	なし	工事の請負取 引等	請負	72,912	売掛金	23,575
				出向者費用	9,306	未払金	-
				事務所賃借料	4,492	前払費用	563
				事務所敷金	4,022	敷金	4,022
	(株)フルキャストテクノロジー	なし	役員の兼任	請負	2,306	売掛金	374
				出向者費用	7,228	未払金	903
(株)フルキャストHR総研	なし	仕入取引	外注費	1,159	買掛金	478	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税は含まれておりません。期末残高には消費税を含めております。
(注2) 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案しており、通常の決済条件であります。

9. 1株あたり情報に関する注記

1株あたり純資産額	349円09 銭
1株あたり当期純利益金額	29円51 銭
なお、潜在株式調整後1株あたり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
(注) 1株あたり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	127,643 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純利益	127,643 千円
普通株式の期中平均株式数	4,324,320 株

10. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度及び退職金前払制度を採用しております。

なお、この他に当社は、複数事業主制度による企業年金(全国電子情報技術産業厚生年金基金)に加盟していますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計実務指針33項の例外処理を受ける制度です。

(2) 厚生年金基金制度

平成8年12月1日より従業員に対する退職金の一部について厚生年金基金制度を採用しています。

平成19年3月31日現在の年金資産の合計額は207,901,048千円(厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金は、185,700,512千円です。)

過去勤務費用の償却期間は20年です。

厚生年金基金加入者は、平成20年2月29日現在57,856人であり、その内当会社の加入者は329人です。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

12. その他の注記

現在特に重要な係争中の案件として下記の通り2件あります。

(1) 当社は平成19年3月20日付で訴訟の提起を受けました。

訴訟の内容及び訴訟額

売掛金請求事件

売掛金329,700千円(税込)の内、32,970千円の支払いを求められたもの。

訴訟を提起した者

氏名 株式会社アイ・エックス・アイ管財人小松陽一郎

住所 大阪市北区中之島2丁目2番2号 ニチメンビル8階

当該売掛金と称されるものは、当社は根拠のないものと判断しており、現在法廷にて係争中であります。

(2) 当社は平成19年3月29日付で訴訟の提起を受けました。

訴訟の内容及び訴訟額

販売代金等請求事件

東京リース株式会社が株式会社ハイ・アベイラビリティ・システムズに対して販売代金の請求を求めた訴訟の予備的請求として、仕入契約解除に伴う原状回復請求に基づく仕入代金157,500千円の返還を求められたもの。

訴訟を提起した者

氏名 東京リース株式会社

住所 東京都新宿区西新宿6丁目10番1号

当該原状回復請求は、予備的請求としての位置づけであり、全貌が把握できない状況にありますが、当社として基本的に原状回復の義務はないものと判断しており、現在法廷にて係争中であります。

上記2点に関しては、当社として不当な請求であると判断しておりますが、会計上の保守主義の観点から訴訟額に対して損害補償損失として50%の引当金の計上を実施致しました。